

危険物新聞

第 422 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
編集 松 村 光 惟
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7
四つ橋ビル
TEL (531) 9717・5910
定価 1部 60円

危険物の規制に関する 政令の一部改正

自治省消防庁危険物規制課

危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令が、昭和63年12月27日に公布された。この政令改正は、昭和63年5月24日に公布された消防法の一部を改正する法律において、危険物の定義が明確化されるとともに、危険物の判定に試験方法の導入が図られたことに伴い、政令に委任された次の事項について定めたものである。

- ① 政令指定物品
- ② 各類ごとの試験及び性状
- ③ 消防活動阻害物質
- ④ 危険性に応じた指定数量
- ⑤ 指定可燃物

また、先の消防法改正が危険物の生産、流通実態の変化に対応し、危険性に応じた合理的な規制を実現するとともに、国際的な動向にも対応することを主眼として行われたものであることから、危険物施設等に対する各種技術基準に関しても同様の教え方により見直しを行い、次の観点に従った技術基準の抜本的改正も併せて行ったものである。

- ① 危険物の範囲等の見直しに伴う整理
- ② 危険物施設において貯蔵し、又は取り扱われる危険物の危険性の程度に応じた特例基準の整備
- ③ 基準上従来は想定されていなかった新たな施設形態に対応した基準の整備
- ④ 屋内給油取扱所の上階用途規制の緩和及び一方のみが開放された屋内給油取扱所の設置に伴う安全対策の整備

そのほか、手数料の見直しその他所要の改正が併せて行われるとともに、新規対象の施設及び既設の施設に関し、その実態も十分勘案した経過措置が講じられている。

なお、先の消防法の改正及び今回の政令の改正により、危険物の製造事業者等においては、危険物の危険性の確認

をあらためて行う必要があることから、そのための準備期間を十分確保するため、本政令は原則としては平成2年5月23日から施行されることとされている。

改正概要は、以下のとおりである。

1. 消防法の一部を改正する法律の制定に伴う危険物の範囲等に関する事項
 - (1) 消防法別表の品名欄に掲げる物品のうち政令の定めるものとして、次(表1)のものを定めること。(第1条関係)

(表1)

(類別)	(物 品 名)
第 1 類	過よう素酸塩類 過よう素酸 クロム、鉛及びよう素の酸化物 亜硝酸塩類 次亜塩素酸塩類 塩素化イソシアヌル酸 ペルオキシ二硫酸塩類 ペルオキシほう酸塩類
第 3 類	塩素化けい素化合物
第 5 類	金属のアジ化物 硝酸グアニジン
第 6 類	ハロゲン間化合物

- (2) 各級の危険物に係る試験として次のものを定めること。(第1条の3から第1条の9まで関係)
- (3) 圧縮アセチレンガス等火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について定めること。(第1条の10並びに別表第1及び第2関係)

(表2)

類別	試験	対象	測定される危険性	方法の概要	判定基準
第1類	落球式打撃感度試験	固体(粉粒状のもの)	衝撃に対する感受性	①標準物質(硝酸カリウム)と可燃性物質(赤りん)を用いて作成した標準試料に鋼球落下打撃を与えて、標準試料の50%爆点(50%の確率で爆となる高さ)を求める。 ②試験物品と可燃性物質を用いて作成した試験試料に①の50%爆点からの鋼球落下打撃を与えて、50%以上の確率で爆となるか否かを観察する。	試験試料が50%以上の確率で爆となること
	燃焼試験	固体(粉粒状のもの)	酸化力の潜在的な危険性	①標準物質(過塩素酸カリウム)と可燃性物質(木粉)との混合比が1:1の標準混合試料の燃焼時間を測定する。 ②試験物品と可燃性物質との混合比が8:2及び1:1の試験混合試料の燃焼時間を測定する。	試験混合試料の燃焼時間が標準混合試料の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	500g燃焼試験	固体(粉粒状以外のもの)	酸化力の潜在的な危険性	①標準物質(過塩素酸カリウム)と可燃性物質(木粉)との混合比が4:6の標準混合試料の燃焼時間を測定する。 ②試験物品と可燃性物質との混合比が1:1の試験混合試料の燃焼時間を測定する。	試験混合試料の燃焼時間が標準混合試料の燃焼時間と等しいか又は短いこと
	50/60鉄管試験	固体(粉粒状以外のもの)	衝撃に対する感受性	①試験物品と可燃性物質(セルロース粉)との混合物を鉄管に充て込んで雷管で起爆し、鉄管の破裂の程度を観察する。	雷管が完備すること
第2類	小ガス炎着火性試験	固体	火災による着火の危険性	①試験物品を小さな炎を接触させ、着火するまでの時間を測定し、燃焼を継続するか否かを観察する。	10秒以内に着火し、燃焼を継続すること
	引火点測定試験	固体	引火の危険性	①試験物品の引火点をセク密闭式引火点測定器を用いて測定する。	引火点が測定されること
第3類	自然発火性試験	固体又は液体	空気中での発火の危険性	(固体の場合) ①試験物品をろ紙の上に置き、10分以内に発火するか否かを観察する。 ②粉末の場合、試験物品をろ紙に置き、10分以内に発火するか否かを観察する。 (液体の場合) ①試験物品を磁製の器に滴下して、10分以内に発火するか否かを観察する。 ②試験物品をろ紙に滴下して、10分以内に発火するか否かを観察する。	(固体の場合) 発火すること (液体の場合) 発火し、又はろ紙を焦がすこと
	水との反応性試験	固体又は液体	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性	①試験物品を純水を覆らせたろ紙の上に置き、10分以内に発火するか否か、火災により着火するか否かを観察する。 ②試験物品を純水に入れ、可燃性ガスが発生するか否かを観察し、ガスの発生量を測定する。	発火し、若しくは着火し、又は可燃性ガスが発生し、その量が2.0g/kg・hr以上であること
第4類	引火点測定試験	液体	引火の危険性	①試験物品の引火点をタグ密闭式引火点測定器により測定する。 ②①の引火点が8°Cを超える場合、クリーブランド開放式引火点測定器により試験物品の引火点を測定する。 ③①の引火点が0°C以上8°C未満で、当該温度における試験物品の粘度が1.0cst以上の場合、試験物品の引火点をセク密闭式引火点測定器により測定する。	引火点が測定されること
第5類	熱分析試験	固体又は液体	爆発の危険性	①標準物質(ジベンゾイルパーオキシド、ジトロールエン)の発熱開始温度及び発熱量を熱分析装置により測定する。 ②試験物品の発熱開始温度及び発熱量を①で用いた装置により測定する。	発熱開始温度及び発熱量が標準物質から求められた危険性の基準以上であること
	圧力容器試験	固体又は液体	加熱分解の激しき	①試験物品を1.0mmのオリフィス板を取り付けた圧力容器に入れて加熱し、破裂板が破裂するか否かを観察する。	50%以上の確率で破裂すること
第6類	燃焼試験	液体	酸化力の潜在的な危険性	①標準物質(90%硝酸)と可燃性物質(木粉)との混合比が1:1の標準混合試料の燃焼時間を測定する。 ②試験物品と可燃性物質との混合比が8:2及び1:1の試験混合試料の燃焼時間を測定する。	試験混合試料の燃焼時間が標準混合試料の燃焼時間と等しいか又は短いこと

(4) 危険物の指定数量を危険物の類、品名、性状に応じて表3のように定めること。(第1条の11及び別表第3関係)

(5) わら類等火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となる指定可燃物について表4のように定めること。(第1条の12及び別表第4関係)

消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)
 東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)
 神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)

(表3) 危険物と指定数量

類別	品名	性質	指定数量
第一類		第一種酸化性固体	kg 50
		第二種酸化性固体	300
		第三種酸化性固体	1,000
第二類	硫化りん	第一種可燃性固体	kg 100
	赤りん		100
	硫黄		100
	鉄粉		500
	引火性固体		500
第三類	カリウム	第一種自然発火性物質及び禁水性物質	kg 10
	ナトリウム		10
	アルキルアルミニウム		10
	アルキルリチウム		10
	黄りん		20
第四類	特殊引火物	第一種自然発火性物質及び禁水性物質 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 第三種自然発火性物質及び禁水性物質	kg 50
	第一石油類		200
	アルコール類		400
	第二石油類		1,000
	第三石油類		2,000
	第四石油類		4,000
第五類	動植物油類	6,000	
		10,000	
第六類		第一種自己反応性物質	kg 10
		第二種自己反応性物質	100
			kg 300

(表4)

品名		数量
綿花類		kg 200
木毛及びかんなくず		400
ぼろ及び紙くず		1,000
糸類		1,000
わら類		1,000
可燃性固体類		3,000
石炭・木炭類		10,000
可燃性液体類		立方m 2
木材加工品及び木くず		10
合成樹脂類	発泡させたもの	20
	その他のもの	kg 3,000

2. 製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(1) 給油取扱所について、併せて灯油を車両に固定された容量二千リットル以下のタンクに注入するため危険物を取り扱う取扱所を含むこととする。 (第3条第1号関係)

(2) 販売取扱所について、第一種販売取扱所は、指定数量の倍数が15倍以下のものとし、第二種販売取扱所は、指定数量の倍数が15を超え40以下のものとする。 (第3条第2号関係)

(3) 危険物の定義の明確化により、危険物の危険性に応じた基準の整備を図ること。

ア. 引火点が130℃以上の第四類の危険物(高引火点危険物)に係る製造所等に係る位置、構造及び設備の技術上の基準について、自治省令で特例を定めることができることとする。 (第9条第2項、第10条第5項、第11条第2項、第16条第3項及び第19条第3項関係)

イ. アルキルアルミニウム、アルキルリチウム等特殊な

安全が見える窓つき またひとつ超えました。



火災謝見舞金(最高20万円まで)つき

山田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351(代)
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



危険性を有する危険物に係る製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について、当該危険物の性質に応じ、自治省令で通常の基準を超える特例を定めることができることとすること。(第9条第3項、第10条第6項、第11条第3項、第12条第3項、第13条第2項、第15条第4項及び第19条第4項関係)

- (4) 新たな貯蔵・取扱形態の施設に対応した基準の整備を図ること。

ア. 建築物の一部に設置する屋内貯蔵所の基準を定めること。(第10条第3項関係)
 イ. 移動貯蔵タンクを車両等に積み替えるための構造を有した移動タンク貯蔵所(コンテナ式移動タンク貯蔵所)について、自治省令で基準の特例を定めることができることとすること。(第15条第2項関係)
 ウ. ボイラー又はバーナーで危険物を消費する一般取扱

所等の位置、構造及び設備の技術上の基準について、自治省令で施設の形態に対応した特例を定めることができることとすること。(第19条第2項関係)

- (5) 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準を整備するとともに、屋内給油取扱所を設置する建築物の要件について定めるほか、一方のみが開放された屋内給油取扱所の設置を認めることとすること。(第17条、第20条及び第21条の2関係)

ア 上階の用途については、延焼防止対策、漏洩局限化対策等を講じたうえで、消防法施行令別表第1(4)項用途を除き用途制限の緩和をすること。(第17条、第2項第11号)

イ. 一方のみが開放されている屋内給油取扱所については、可燃性蒸気滞留防止対策、避難対策、消火・警報対策等を講じたうえで、その設置を認めること。(第17条第2項第9号、第20条及び第21条の2)

- (6) その他所要の規定の整備を図ること。

3. 製造所等における貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する事項

- (1) 貯蔵所における危険物以外の物品を貯蔵することができる特例基準を設けること。(第26条第1項第1号関係)
 (2) 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所において架台を使用しない場合の貯蔵高さを定めること。(第26条第1項第3号の2及び第11号の2関係)
 (3) 移動タンク貯蔵所の貯蔵の基準として点検記録、数量変更届、譲渡引渡届等の備付けを義務づけること。(第26条第1項第9号関係)
 (4) アルキルアルミニウム、アルキルリチウム等に係る製造所等における貯蔵及び取扱いの基準について、当該危険物の性質に応じ、自治省令で基準を定めることができることとすること。(第26条第2項及び第27条第7項関係)
 (5) その他所要の規定の整備を図ること。

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、
ヤマトプロテック株式会社として、
 大きく、はばたいています。
 今後ともよろしくお願いいたします。

ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL. (03)440-7151#0 ■製造品目■ ビル防災設備/プラント防災設備/遊艇・警報設備/家庭用防災機器/各種防火機器/各種消火器
 本 社 〒537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL. (06)376-0701#0 | 名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・岡山・福岡・鹿児島/大阪工場

4. 手数料の見直し (第40条関係)

- (1) 新たな貯蔵・取扱形態の施設等の基準を設けることに伴い、製造所等の許可等の手数料区分について見直すこと。
- (2) 危険物取扱者免状の交付等に係る手数料について、その額を引き上げること。

5. 施行期日等

(1) 施行日

この政令は、消防法の一部を改正する法律 (昭和63年法律第55号) 附則第 1 条に規定する施行日 (平成 2 年 5 月 23 日) から施行するものとする。ただし、4 の手数料に係る部分のうち移送取扱所に関する部分については公布の日から、2、3 及び 4 のうち給油取扱所に関する部分については平成元年 3 月 15 日から、4 の(2)のうち危険物取扱者免状に関する部分については平成元年 4 月 1 日から施行すること。(附則第 1 条関係)

(2) 経過措置等

製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する経過措置、その他所要の経過措置を定めるとともに、関係政令についての所要の改正を行うこと。(附則第 2 条から第 21 条まで関係) 【以上、全危協会報より】

危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

設備の安全を創造する

①新栄プラント建設株式会社

本社 大阪市南区南船場 2 丁目 7 番 14 号
〒542 (大阪写真会館)
電話 大阪(06) 271-5588 (代)

危険物関係政令の施行期日

昭和63年12月27日改正の危険物の規則に関する政令の一部改正で、その施行日を分類すると次のとおりである。

〔施行日→平成 2 年 5 月 23 日〕

- 法第 2 条第 7 項 (危険物の定義)
法第 9 条の 3 (小量危険物等の貯蔵・取扱いの基準)
法第 10 条第 2 項 (商の和が一以上)
法第 11 条の 4 (種類数量の変更の届出)
法第 16 条の 10 (KHK の目的)
法別表の改正規定
63 年改正法附則第 3 条から第 7 条までの規定

〔施行日→昭和 63 年 12 月 27 日〕

- 第 30 条の 3 第 3 項 危険物保安統括管理者
第 31 条第 1 項 危険物保安監督者
第 40 条第 1 項表の(2) 移送取扱所 (設置)
10,000 円→15,000 円
40,000 円→60,000 円
- 表の 00 保安検査 (移送取扱所)
10,000 円→12,500 円
40,000 円→50,000 円

- 改正政令第 3 条 自治省組織令の一部改正
附則第 18 条 自治省令への委任
附則第 19 条 罰則に関する経過措置
附則第 20 条 石油コンビナート等災害防止法施行令第 6 条及び第 35 条第 1 項の改正規定

〔施行日→平成元年 3 月 15 日〕

- 目次 第 4 節 消火設備、警報設備及び
避難設備の基準

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(358)9467(代表)

株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル 2F 358-9467-8

第3条第1号 給油取扱所の定義→詰め替え、又は車両に固定された容量2000ℓ以下のタンクに注入する

第8条の2第3項第2号 特殊液体危険物タンクの検査基準を追加

第4号 完成検査前検査 第17条第2項第2号を追加

第5項 水張検査及び水圧検査 第17条第2項第2号を追加

第9条各号列記以外の部分 消防設備、警報設備及び避難設備を除く

第14条第9号 簡易貯蔵タンクに給油又は注油の設備は、固定給油設備又は灯油用固定注油設備の例

第17条第1項 (第6号及び第14号を除く) 屋外給油取扱所の基準

第2項 屋内給油取扱所の基準(建築物内に設置するものその他これに類するもので自治省令で定めるもの)

第3章第4節の節名 第4節 消防設備、警報設備及び避難設備の基準

第20条第1項第1号 著しく消火が困難な製造所等に給油取扱所を追加

第2号 消火が困難な製造所等に給油取扱所を追加

第21条の2 避難設備の基準

第22条第1項 (昭和36年政令第37号)を削る

第24条第4号の2 ためます又は油分離装置にたまった危険物は、あふれないように随時くみ上げること

第27条第6項第1号(同号本文を除く)

給油取扱所の取扱いの基準

(取扱いの基準) ハ〜ワまで

第40条第1項表の(ニ) 給油取扱所(設置)

給油取扱所 36,000円

屋内給油取扱所 45,000円

附則第10条 給油取扱所の基準に関する経過措置

[施行日→平成元年4月1日]

第40条第1項の表(ハ) 取扱者免状の交付

2,000円→2,800円

(イ) 免状の書換 500円→700円

(ウ) 免状の再交付 1,000円→1,800円

消防法施行令

第36条の4第4号 免状の記載事項

第36条の7第1項の表 消防設備士試験等の手数料

☆ 63年改正法附則第1条

法第13条の3 危険物取扱者試験

6月以上の実務経験を削除

春の全国火災予防運動

2月28日(火)～3月13日(月)

今年も、春の全国火災予防運動が2月28日(火)から3月13日(月)までの2週間にわたって全国一斉に行なわれる。

この運動は、火災の発生しやすい時季を迎えるにあたり火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的としている。

〈統一標語〉

その火 その時 すぐ始末!

Hatsuta SUS

国家検定合格品

DP-10SUS NR-3SUS

ハイグレード満載!

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末-DP-10SUS・20SUS
- 強化液-NR-3SUS・6SUS

ハツタ・ステンレス消火器

消火器・消火装置の総合メーカー

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市指田近3-5-573 TEL (0720) 56-128180
 大阪支社
 〒555 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎(06) 473-4870

消防法別表改正と危険物の試験方法

——第 4 類危険物について——

〈その 2〉

大阪市消防局危険物課

3. 第 4 類危険物の試験方法

3.2 追加された試験方法

(1) 引火点測定試験

次の条件を満たすとき、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定し、得られた引火点を試料の引火点とします。

① $0^{\circ}\text{C} \leq \text{引火点 (タグ密閉式)} \leq 80^{\circ}\text{C}$

② $10\text{cst} \leq \text{動粘性率}$

セタ密閉式引火点測定器は、タグ密閉式と比較すると試料カップの容量(約19mℓ)が著しく小さく、従って少量の試料(約2mℓ)ですみます。加熱形式については、タグ密閉式が昇温方式であるのに対し、セタ密閉式は一定温度で用いられます。従って、精度が良いと言われております。特に高粘度の試料については、タグでは3～7℃の誤差が生じる可能性があります。セタでは気液平衡に近い引火点を得られます。各引火点測定器を比較すると表1のとおりになります。

なお、動粘性率の測定はブルックフィールド型二重円筒回転粘度計により測定を行います。ここで注意することは、動粘性率の測定は試料の引火点(タグ密閉式)において行うということです。ちなみに、10センチストークス(cst)の動粘性率は室温におけるグリセリン(20℃で11.9cst、25℃で7.5cst)と同程度です。

表1 引火点測定器の比較

		タグ密閉式 ¹⁾	クリーブ ランド 開放式 ²⁾	セタ 密閉式 ³⁾
容器	容量(mℓ)	約 125	約 106	約 19
	直径(cm) 材質	5.4 黄銅 又は銅	6.4 黄銅	— アルミニ ウム合金
試料量(mℓ)		50	約 77	2
加熱速度(°C/min)		1(60°C未満) 3(60°C以上)	5.5	(一定温度)
試験炎の接近 間隔(°C)		0.5(60°C未満) 1(60°C以上)	2	0.5

1)、2) 「原油及び石油製品引火点試験方法」

(JIS K2265—1980)

3) 「セタ密閉式引火点測定器による引火点の標準測定方法」

(ASTM D3278—1982)

(2) 燃焼点測定試験

液体で引火点を有する物品は第4類危険物に該当するという原則は改正後も変わりませんが、次のすべての条件に該当するものは危険物から除外されることが考えられています。

① $40^{\circ}\text{C} \leq \text{引火点}$

② $60^{\circ}\text{C} \leq \text{燃焼点}$

③ 可燃性液体量 $\leq 40\%$

従って、「 $40^{\circ}\text{C} \leq \text{引火点 (タグ密閉式)} < 60^{\circ}\text{C}$ 」のときは燃焼点を測定する必要があります。燃焼点は試料が引火して引き続き5秒間燃焼が継続する最低の試料の温度として定義されております。燃焼点の測定には、図4に示すタグ開放式引火点測定器を用います。試料を1℃/分の割合で加熱し、試料の温度が1℃上昇するごとに試験炎を1秒間で試料上部を通過させて燃焼継続を観測します。引火性の強い物品の燃焼点は引火点とほぼ一致しますが、高引



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備
スプリンクラー設備
ドレンチャー設備
泡消火設備
ガス消火設備
粉末消火設備
自動火災報知設備
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区京町堀2丁目1番17号
〒550 電話(06)443-2456(代)
平野営業所 大阪市平野区长吉戸2丁目4番6号
〒547 電話(06)707-3341



火点物質や氷溶液などの可燃性蒸気の揮発性が弱い物品の燃焼点は引火点よりも高くなります。

(3) 可燃性液体量測定試験

前号でわかりますように、引火点又は燃焼点が60℃以上のときにこの試験を行います。試験手続きは、

① 揮発成分の含有率の測定

試料を常圧蒸留又は減圧蒸留により大部分の揮発成分を除去した後、蒸発皿に移し、乾燥器の中に入れて加熱残分の量を測定して揮発成分の含有率を求めます。

② 揮発成分中の水分又は不燃性溶剤の含有率の測定

ガスクロマトグラフにより水分又は不燃性溶剤の含有率を、またカールフィッシャー法により水分の含有率を測定します。

3.3 引火点と燃焼点の測定例

表2に引火点と燃焼点の測定例を示しました。

表2 引火点と燃焼点の測定例 (塗料、動粘度 ≥ 10 cst)

試料 No	引火点 (°C)			燃焼点 (°C)	品 名
	密閉式		開放式 クリーブ ランド		
	タグ	セタ			
1	29.5	*31.5	34~49	47.5	2石
2	5.0	*10.0	19	15.0	1石
3	27.0	40.5	92	>84-	非危(溶剤33.6%)
4	32.6	*39.0	57.8	85.0	2石

(次号に続く)

地下タンク等点検事業所

認定 いよ 始まる

地下タンク等点検事業者の認定が予定より遅れていたが、1月末までに申請のあった事業所については、財団法人全国危険物安定協会から、3月1日付で認定され、遂時、毎月1日付で認定が行われる予定である。

島本町火災予防協会長に浜野氏

島本町火災予防協会では、会長トッパンムーア㈱大阪工場長永安峰夫氏転任に伴い、10月26日付で新工場長浜野潔氏を発令した。

大阪市、合区に伴い中央署、浪速署発足

<中央消防署>

すでにご存知のとおり、従来の東区と南区が中央区となり、これに伴い、2月13日から中央区を管轄する中央消防署が発足した。中央署は、旧東消防署庁舎を使用する。

<参考>

危険物施設関係や消防用設備関係等の届出などの予防事務は上町出張所でも行われる。

詳しくは、中央消防署までお問い合わせされたい。

中央消防署 中央区内本町2丁目1番6号
TEL 947-0119

上町出張所 中寺1丁目2番28号
TEL 764-0119

<浪速消防署>

従来、南消防署は南区と浪速区を管轄していたが、南区と東区の合区に伴い、2月13日から新たに浪速区を管轄する浪速消防署が発足した。浪速消防署は、旧南消防署庁舎を使用する。

<参考>

浪速消防署 浪速区元町1丁目14番1号
TEL 641-0119

<参考図書あっせんについて>

—(財)全国危険物安全協会推薦図書—

(1) 反応性化学物質と火工品の安全

東京大学 教授 吉田 忠雄

東京大学 助教授 田村 昌三編著

特別斡旋価格 9,000円 (定価10,000円)

(2) 化学薬品の安全

東京大学 教授 吉田 忠雄

特別斡旋価格 4,500円 (定価 4,800円)

(3) 危険性物質応急措置指針

東京大学 吉田研究室訳

特別斡旋価格 2,300円 (定価 2,500円)

購入希望者は、会社名、担当者名、送り先住所、電話番号、購入図書名、部数を明記の上、下記宛お申し込み下さい。

〒550 大阪市西区新町1丁目5の7
(四ツ橋ビル)

財団法人 大阪府危険物安全協会
図書斡旋係宛

TEL 06-531-9717

FAX 06-531-1293

なお、締切は平成元年3月末まで、送料は当方で負担致します。